

## 日光市最低制限価格制度事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度の手続について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

### (対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象となる入札は、次の各号に掲げるもののうち「日光市低入札価格調査制度事務処理要領」の適用を受けるものを除いたものとする。

(1) 競争入札に付するすべての建設工事（以下「適用工事」という。）

(2) 競争入札に付する建設工事関連業務委託のうち、以下のアからカに掲げる業種区分で、かつ第4条第1項第2号のそれぞれの業種区分に掲げる費目により積算したもの（以下「適用業務委託」という。）

ア 測量業務

イ 建築関係建設コンサルタント業務

ウ 土木関係建設コンサルタント業務

エ 地質調査業務

オ 補償関係コンサルタント業務

カ その他業務

(3) 建設工事関連業務委託以外の業務委託（以下「建設工事関連以外業務委託」という）

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

(1) 適用工事

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗

じて得た額に満たない場合は 10 分の 7.5 を乗じて得た額) から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする (ただし、ウの解体工事を除く)。

ア 土木工事

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

イ 建築工事、水道工事及び設備工事

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (円未満切り捨て) に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に直接工事費の額の 10 分の 1 を乗じて得た額 (円未満切り捨て) を加えた額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

ウ 解体工事

設計・積算によらない解体工事の最低制限価格は、工事価格に 10 分の 8.7 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約執行者が定める割合を乗じて得た額から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(2) 適用業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額 (円未満切り捨て) の合計額 (ただし、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及びその他の業務に係るその額が業務価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 8.2 を乗じて得た額、その額が業務価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 6 を乗じて得た額、地質調査業務及びその他の業務 (積算体系が地質調査と同じもの) に係るその額が業務価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 8.5 を乗じて得た額、その額が業務価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合は 3 分の 2 を乗じて得た額) から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

イ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額
- ④ 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

ウ－1 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

ウ－2 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費（積上計上）の額
- ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

エ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

オ－1 補償関係コンサルタント業務（積算体系が人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの）

- ① 人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

オ－2 補償関係コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上

計上)、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの)

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費(積上計上)の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

カ その他業務(建設工事関連業務委託で、アからオー2に該当しないもの)

- ① 業務価格に10分の7を乗じて得た額

(3) 建設工事関連以外業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった額(円未満切り捨て)に10分の7を乗じて得た額(円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。

2 前項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

(入札参加者への周知等)

第5条 入札公告又は入札通知書に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開札)

第6条 最低制限価格制度により入札を執行し、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、平成21年7月15日から実施する。

## 附 則

この要領は、平成22年12月8日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

## 附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する

## 附 則

この要領は、平成30年3月23日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

## 附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、令和4年10月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。